平成２４年（フ）第１５９１号
横浜市旭区南希望が丘12番地
債務者　本多　　隆
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６９号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番１―501号
債務者　杉田　直子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３号
岡山市南区若葉町27番16号、旧住所岡山市南区福成３丁目６番30号
債務者　上田伊久栄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７４号
川崎市幸区小倉２丁目35番５号　千葉ビル202
債務者　村石セツ子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目９番20号　シニアステージさとう403号
債務者　松井　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
静岡県浜松市西区舘山寺町2270番地、住民票上の住所静岡県浜松市西区白洲町3698番地の１
債務者　佐々木正子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
静岡県浜松市西区大平台３丁目22番４―302号　佐鳴４
債務者　野中麻友美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４２２９号
大阪府茨木市高田町10番２―319号
債務者　水谷　啓児
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６７号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区４棟106号
債務者　常見　勝重
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７４号
神奈川県藤沢市下土棚538番地
債務者　成ケ澤　剛
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６０号
東京都昭島市宮沢町１丁目２番14―408号
債務者　樋口かおり
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５２３号
横浜市都筑区中川８丁目13番５号
債務者　大橋　　弘
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２４号
横浜市都筑区中川８丁目13番５号
債務者　大橋　末子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６１号
岡山市東区松新町335番地７　ファームヴィレッジＡ201、旧住所岡山市南区内尾283番地
債務者　采女太一郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９６号
川崎市川崎区大島２丁目６番13―502号　ダイサンビル
債務者　高橋　貞一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係